

審議案件に関する概要

令和5年8月23日第1部会提出

届出条項	大規模小売店舗立地法第5条第1項（新設）
届出日	令和5年1月27日
担当部署	石狩振興局産業振興部商工労働観光課

1. 届出者

氏名又は名称及び代表者の氏名	住 所
株式会社ひまわりホールディングス 代表取締役 合田 高丸	札幌市中央区南2条西10丁目1000番地2

2. 届出事項

(1) 店舗名及び所在地	CAA 北広島（仮称） 北広島市美沢5丁目1-1	
(2) 小売業者名、代表者名及び住所	株式会社キャンパーズアンドアングラーズ 代表取締役 山井 太 札幌市東区北10条東1丁目1番11号	
(3) 新設日	令和5年9月28日	
(4) 店舗面積の合計	1,265 m ²	
(5) 施設の配置	駐車場の収容台数	52 台
	駐輪場の収容台数	5 台
	荷さばき施設の面積	40 m ²
	廃棄物保管施設の容量	6 m ³
(6) 施設の 運営方法	開店時間・閉店時間	午前6時10分～午後9時50分
	駐車場の利用時間帯	午前6時00分～午後10時00分
	駐車場の出入口数	出入口、入口 各1箇所
	荷さばき時間帯	午前6時00分～午後10時00分

3. 審査事項

(1) 駐車場整備 等への配慮	指針必要駐車台数の整備	必要駐車台数 48 台 ≤ 52 台
	従業員駐車場等の整備	78 台
	駐輪場（自動二輪車を 含む）の整備	5 台
	来客車両等の入出庫方法	平面自走式、オペレーター無
	搬入車両等の誘導	・荷さばき施設は処理能力12台/時に対し1台(2t車・バン1台)の搬入であり、十分な規模と考えます。

		<ul style="list-style-type: none"> 各配送業者が集中しないように時間の配分に配慮します。 一括配送などの実施により搬入回数の削減に配慮します。 			
	歩行者の安全対策	<ul style="list-style-type: none"> 駐車場の出入口は、見通しの良い位置に設けドライバーの視距を確保し、歩行者や自転車の安全確保に配慮します。 各出入口に「一旦停止」「通学路 学童注意」等の注意喚起看板を設置して、学童及び歩行者や自転車の安全確保、交通安全対策に配慮します。 			
	交通整理員の配置	<p>売り出し等で混雑が予想される日に配置し円滑な交通誘導と安全対策に努めます。</p> <p>なお、配置場所については、時間帯、混雑状況に応じて臨機に対応します。また、必要に応じて増員します。</p>			
	除排雪による堆積方法	<p>除排雪業者と契約し、降雪 10 cm以上で出勤し店舗開店前までに終了させます。なお、降雪状況に応じて適時排出し、来客用駐車台数の確保に努めます。</p> <p>また、公道に堆積した雪で、出入口付近の見通しの悪化等、交通安全上の問題が発生した場合は、その排雪にも努めます。</p>			
(2) 騒音発生への配慮	昼間の等価騒音レベルの予測結果	予測地点	環境基準値	予測結果	評価
		1	5 5 dB	4 1 dB	○
		2	6 0 dB	4 2 dB	○
	夜間の等価騒音レベルの予測結果	予測地点	環境基準値	予測結果	評価
		1	4 5 dB	3 5 dB	○
		2	5 0 dB	3 5 dB	○
	夜間の音源毎騒音レベル最大値の予測結果	予測地点	音源の種類	規制基準値	予測結果
a 1		排気②	5 0 dB	4 2 dB	◎
		評価○は、敷地境界内で規制基準を超えますが、住民壁際では規制基準を満たします。			
	騒音問題の一般的対策	<ul style="list-style-type: none"> 店舗スタッフや取引先業者に対して、店舗周辺及び駐車場内走行時の安全確認や低速走行及びアイドリング停止等を行うよう指導いたします。 来客者へアイドリング停止の呼びかけをする看板を駐車場内に設置し、騒音の軽減に配慮をします。 豪雪時など安全が優先される以外の通常の除排雪作業は夜間（午後 10 時から午前 6 時まで）は行いません。 			

	荷さばき作業等の対策	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な搬入を行うことにより搬入台数を減少させ、騒音の軽減に配慮をします。 ・搬入業者にアイドリング停止を徹底させます。
	付帯設備・施設等の対策	室外機は低騒音型の機種を選び、住宅から離れた位置に設置することで騒音の軽減に配慮します。
	青少年等の蝟集等の対策	閉店後については、駐車場出入口をチェーンで閉鎖し、青少年の蝟集による騒音防止対策を講じます。
	その他の対応方策	<ul style="list-style-type: none"> ・生活環境問題を発生させるおそれがある場合、かかる問題についても適正な対応策を講じていきます。 ・住民から苦情が発生した場合は迅速に対応を図ります。
(3) 廃棄物等への配慮	指針容量の整備	指針容量 5.506 m ³ ≤ 設置容量 6.000 m ³
	保管場所の位置、構造等	廃棄物保管施設は屋外に設置しますが、使用時以外は扉を閉じて密閉型とすることで、廃棄物の飛散防止に配慮します。
	運搬・処理対策	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の分別を徹底し、運搬時の引き取り作業の迅速化を図ります。 ・法や条例に基づき適切な運搬・処理をいたします。 ・設置容量は、指針による容量を充分上回っており不足することはありません。
	減量化、リサイクル等	<ul style="list-style-type: none"> ・古紙、ダンボール、発泡スチロール等のリサイクルを徹底します。 ・ビン、カン、ペットボトルの分別をしてリサイクル資源化に配慮します。
	調理臭、悪臭の飛散防止	・調理臭は発生しません。
	その他の対応方策	生活環境問題を発生させるおそれがある場合、適正な対応策を講じていきます。

(4) 街並みづくり等への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外照明や広告塔照明はその光により地域の住民等に悪影響を与える「光害」を生じることがないように、照明は駐車場敷地内を照らし、明るさは10ルクス程度に抑え、営業時間終了後に消灯し周辺への影響に配慮します。 ・当該店舗が立地する地域において街並みづくりが行われる場合、その取組みを阻害することのないよう調和を図る努力をします。
(5) 防災対策への配慮	地方公共団体から災害時の避難場所として、駐車場等敷地の一部使用或いは店舗で扱っている物資の緊急時における提供等の要請があった場合、必要な協力を行います。
(6) 防犯対策への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・閉店後は、建物機械警備の作動及び施錠を徹底して、防犯を図ります。 ・自治会の防犯活動などへの適切な協力を配慮します。 ・所轄警察署との連携を図って管理者が責任を持って緊急時の対応等を行います。

(7) 関係行政機関との協議状況	
公安委員会（警察）	北海道札幌方面厚別警察署交通第一課、北海道警察本部交通規制課へ概要を説明し、指摘事項なし。
地元市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・北広島市経済部商工業振興課において、計画概要を説明し、指摘事項なし。 ・北広島市企画財政部都市計画課より駐車場における指摘事項があり、承知。 ・北広島市市民環境部市民課より、周辺環境における指摘事項があり、承知。 ・北広島市市民環境部環境課は届出概要に対する意見なし。 ・北広島市建設部土木事務所は届出概要に対する意見なし。
道路管理者	・空知総合振興局札幌建設管理部千歳出張所に、当該計画出入口及び入口について、既存の切り下げを利用する旨を説明し、指摘事項なし
その他関係機関	

4. 市町村、住民等の意見

(1) 市町村の意見	今後、周辺地域の交通環境への変化が予想されるため、周辺交差点への負荷が減るよう来客者に適切な誘導を行い、周辺住民への交通環境維持や歩行者等の安全確保に配慮を願います。
(2) 住民等の意見	意見なし

5. 道（石狩振興局連絡調整会議）の意見

意見を述べる必要がないものとする。

※法第6条第2項、法附則第5条第1項の届出は、これを準用すること。

答申文 【CAA 北広島（仮称）】

（答申）

この届出については、意見を述べる必要がないものと認める。

（理由）

この届出について、当審議会は当該大規模小売店舗の周辺の地域における生活環境の保持の観点から調査審議を行った。

届出書及び添付書類（以下「届出書等」という。）では、大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 4 条の指針に述べられている配慮事項のうち、届出書等に記載された計画においては、対象としたすべての項目で、大規模小売店舗立地法第 4 条の指針に沿った配慮がなされており、この届出書等に記載された計画の実施が、地域の生活環境の保持に支障はないものと認められる。

北広島市からは、駐車需要の充足等周辺住民の利便及び業務の利便の確保に係る事項について意見が出されたが、各出入口への注意喚起看板の設置や交通整理員を配置する等十分な対応をすることとしており、配慮が認められるものである。

なお、住民等からの意見も提出されていない。

これらを踏まえ、法第 4 条の指針を勘案し検討を行った結果、届出等に記載された計画については、適正な配慮がなされているものと認め、上記のとおり答申するものである。